

届け出方法は①個人市民税 ②地域ポイントの2種類

誰がどの団体を選んだかは公表しません。団体を選ばず、市民活動団体支援基金に積み立てることもできます。

1 納めた市民税1%相当額による届け出

1人3団体まで選べます

個人市民税納税者による支援

団体選択の届け出をした方の平成25年度の個人市民税納税額の1%相当分を、市の予算からその団体へ支援金(補助金)として交付します。

届け出は納税通知書及び特別徴収税額の通知書番号で

インターネット <http://www.city.ichikawa.lg.jp>

市公式 Web サイトから、届け出フォームにアクセスできます。納税通知書などの番号は必ず入力しなければならない項目です。

電話

①身体の障害などの理由により、電話で届け出を希望される場合は、市から折り返し電話をして本人確認を行います。
②納税通知書などの番号がわかる方で、手元に届出書がないときは電話でも受け付けます。この場合、確認のため電話で受け付けた内容を記載した届出書を郵送しますので、氏名欄を書き、返送(7月14日(月)消印有効)してください。

☎326-1284 ボランティア・NPO課 受付日時:月～金曜日の午前9時～午後5時

▶納税通知書や特別徴収税額の通知書の番号がわからない場合

本人であることが確認できる身分証明書※の写しを同封してください。
※免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証など、住所・氏名・生年月日が記載され、本人を特定することができるもの

▶平成25年度に退職所得(現年分離課税)のみの方

納税通知書などの番号がありませんので、身分証明書の写しを同封してください。

今回、届け出できる方は、平成25年1月1日に市内に住んでいて、現在も市内に住んでおり、納期が来ている個人市民税を全て納めている方です。

郵送

支援したい団体の番号など必要なことを本紙の15・16面にある「支援対象団体等選択届出書(郵送用)」に書き、切手を貼らずに7月14日(月)まで(消印有効)に投函してください。

[自営業の方など] 6月に郵送される「平成26年度 市民税・県民税 納税通知書」の「普通徴収通知書番号」を記載してください。納税通知書は、「見本1」をご覧ください。

[勤めている方] 6月に勤務先で交付される「平成26年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書」の「指定番号」と「個人番号」を記載してください。特別徴収税額の通知書は、「見本2」をご覧ください。

[平成25年度の納税通知書番号などが分かる方] 「平成25年度 市民税・県民税 納税通知書」の「普通徴収通知書番号」あるいは「平成25年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書」の「指定番号」と「個人番号」を記載してください。納税通知書と特別徴収税額の通知書は、「見本1、2」をご覧ください。

窓口

下記の21カ所で届け出を受け付けています。窓口にある届出用紙で提出してください。なお、納税通知書などの番号が必要となりますが、本人であることが確認できる身分証明書など※をお持ちいただければ、届け出ができます。

※免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証など、住所・氏名・生年月日が記載され、本人を特定することができるもの

受付窓口	時間など	受付窓口	時間など
1 市役所 納税・債権管理課	月～金曜日 午前9時～午後5時	11 大野公民館	開館日の 午前9時～午後5時 ※6月30日(月)は休館
2 行徳支所 税務課		12 若宮公民館	
3 大柏出張所		13 市川公民館	
4 南行徳市民センター		14 西部公民館	
5 市川駅行政サービスセンター	月～金曜日 午前8時45分～午後8時	15 市川駅南公民館	
		16 曾谷公民館	
6 中央公民館	開館日の 午前9時～午後5時 ※6月30日(月)は休館	17 行徳公民館	
7 鬼高公民館		18 本行徳公民館	
8 信篤公民館		19 幸公民館	
9 東部公民館		20 南行徳公民館	
10 柏井公民館		21 菅野公民館	

出前受付

10人以上集まる会合などに市の職員が出前受け付けします。希望日の1週間前までに電話でボランティア・NPO課(☎326-1284)へご連絡ください。届出書は、市で用意します。なお、納税通知書などの番号が必要となりますが、本人であることが確認できる身分証明書など※をお持ちいただければ、届け出ができます。
※免許証、パスポート、住民基本台帳カード、健康保険証など、住所・氏名・生年月日が記載され、本人を特定することができるもの

見本1 自宅に郵送される納税通知書

お手元の通知書の番号を団体選択の届出書に記入します。

見本2 勤務先から渡される特別徴収税額の通知書

2 地域ポイントによる届け出

地域ポイントを持っている方が対象です。1ポイントを1円に換算して、その団体へ市の予算から支援金(補助金)として交付します。

エコボカード 1枚で1団体選べます / eモニターポイントで1人1団体選べます

エコボカード(ポイント)をお持ちの方

カード1枚で、1団体選べます。満点(100ポイント)に達していなくても届け出できます。カードの裏面にあるハートマークのところに、支援したい団体の番号を記入(基金に積み立てを希望する方は無記入)して、本紙15・16面にある

封筒に入れて、切手を貼らずに7月14日(月)まで(消印有効)に投函してください。

また、カードに氏名・住所などを記入する必要はありません。上記21カ所の届出窓口にカードを持参して、届出箱に直接入れることもできます。



eモニターポイントをお持ちの方

1人で1団体を選ぶことができます。詳しい届け出方法は、個別にeメールでお知らせします。

